【声明】　　民主主義を劣化させジェンダー平等の実現を阻害する

衆議院議員定数削減法案に反対します

2026 年 11 月 16 日

女性差別撤廃アクションやまなし

自民党、日本維新の会、国民民主党の３党合意の下に今国会に提出されている衆議院議員定数削減法案に対し、同法案が民主主義を劣化させジェンダー平等の実現を阻害するものとして、私たちは断固として反対します。

そもそも日本の衆議院議員定数は多すぎるものではありません。人口 100 万人あたりの国会議員数を先進諸外国と比べても、日本はむしろ少ないと言えます。更に議員定数削減をめぐる国民感情は、国会議員に期待する人権保障および国民生活の安定と安心が実現されておらず､国民の血税を血税とも思わない与党政治家たちの行動が招く政治不信に拠っています。

日本のジェンダーギャップ指数はこの 20 年間ほぼ改善されず､ジェンダー平等度は 145 カ国中 117 位と低迷しています。中でも政治分野のギャップ指数 0.105 という数字が示すように、意思決定の場への女性の参画の立ち後れは看過しがたいものであり、日本の女性議員比率は OECD 加盟国で最下位です。今回の削減案はこれをさらに助長してしまうものです。

また今回の削減案は、「男女共同参画社会基本法」7 条の「国際的協調」規定にも逆行します。国際社会が定める国際標準は男女が対等に参画できている立場にあることを示す「フィフティ・フィフティ」（50 対 50）です。今回の議員定数削減案はこの法的求めに逆行することであり、許されません。

日本の現状では、女性の政治参画は小選挙区選挙では不利であり、比例代表選出制度の方が女性の政治参画が高まりやすいのは明らかです。実際、2026 年 2 月の衆院選で女性議員が 68 人当選しましたが、その約 6 割（40 人）が比例区でした。削減案はここに影響します。

また、これまで国会は「男女共同参画社会基本法」の制定に加え、女性の政治参画をジェンダー平等に向けて進展させるため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、男女が「社会の対等な構成員」になれるよう「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり …… 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進」することを目指しています（同法 1 条）。今回の衆議院議員定数削減案における比例代表選出議員の議員定数削減は、上記「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」にも逆行します。

国会は、女性の政治参画をめぐる極めて劣悪な現状を真摯に反省すべきです。今回の議員定数削減案は、国会がこれまで女性の政治参画の推進をめざして制定してきた諸法律に逆行し、これまでの推進努力を台無しにするものです。

今回の議員定数削減案の提出は、国民から選ばれたという民主主義の名を借りて、民主主義を劣化させ、民主主義の本質を破壊する行為です。私たち「女性差別撤廃アクションやまなし」は、衆議院議員定数削減案に強く反対し、廃案にすることを求めます。

以　上